

# 「北海道情報大学同窓会 交流会支援制度」のご案内

北海道情報大学同窓会

## (1) 目的

北海道情報大学同窓会会員（以下、「同窓会会員」）の交流・親睦を深めるとともに同窓会活動への積極的な参加を促進するため、本支援制度を行うものとする。

## (2) 定義

「北海道情報大学同窓会 交流会（以下、「交流会」）」とは学科・部活動・同好会・愛好会・ゼミの卒業生の集まり等や、教員などを囲む会をいう。

## (3) 支援対象・条件

交流会支援制度の支援対象者は同窓会会員（正会員、準会員、特別会員）とし、終身会費納入者を申請代表者とする5名以上の交流会を支援対象とする。ただし、正会員を含まない交流会は支援対象としない。

また、北海道情報大学同窓会会報や同窓会ホームページ等に交流会の全体写真、交流会報告書および申請時に記載された会の名称、申請代表者氏名及び参加者氏名を掲載することについて同意することを支援の条件とする。

## (4) 助成金額

助成金額は同窓会会員1名あたり1,500円とする。ただし、予算内での助成となるため、予算執行状況によっては、助成申請受付を年度途中で打ち切ることがある。

## (5) 申請手続

交流会開催の1週間前までに交流会支援申請を北海道情報大学同窓会事務局（以下、「同窓会事務局」）に行う。その後、同窓会事務局から申請受領連絡及び申請内容審査結果を原則としてメールにより申請代表者へ行う。

申請代表者は、交流会開催後2週間以内に交流会報告書および参加者全員の顔が写った写真を同窓会事務局に提出しなければならない。期限内に報告書類の提出がない場合は、助成金を支払わない場合がある。

## (6) 助成金の支給

提出された交流会報告書等から助成金額を算定し、助成金の支給は、報告書類受領から原則1ヶ月以内に、申請代表者が指定する申請代表者名義の金融機関口座への振込によって行う。

## (7) 留意事項

- ・申請代表者との連絡は原則としてメールで行うため、メールアドレスの誤記入に注意すること。
- ・交流会開催にあたっては取材等のため同窓会役員が参加する場合がある。
- ・成済ましや個人情報保護の為、同窓会事務局から電話等で本人確認をする場合がある。

以上

※本制度利用にあたってご記入頂きました情報は、総会、懇親会、講演会の案内、会誌及び出版物、本会、学部及び大学院からのアンケート調査の郵送物発送、及び会員名簿発行、就職活動支援等にものみ使用させていただきます(但し法令により開示を求められた場合を除きます)。